

令和6年度 特定行為研修

(第4期生)

募 集 要 項

- ◇ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- ◇ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ◇ 腹腔ドレーン管理関連
- ◇ 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
- ◇ 創部ドレーン管理関連
- ◇ 動脈血液ガス分析関連
- ◇ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ◇ 感染に係る薬剤投与関連



国立研究開発法人

国立国際医療研究センター

NCGM

National Center for Global Health and Medicine

特定行為研修（8 区分 13 行為）について

1. 教育理念

国立国際医療研究センターは、総合医療を基盤とした高度先進医療・急性期医療を担う国立高度専門医療研究センターとして、高度な看護実践能力を高め、安全で質の高い医療提供に寄与できる看護人材を育成する。

2. 教育目的・目標

重症かつ集中的な治療を必要とする高度急性期・総合医療の現場において、特定行為を実践する看護師の役割を自覚し、確かなフィジカルアセスメントと臨床推論力に基づいた初期対応ができる有能な看護師を育成する。

- 1) 高度急性期・総合医療の現場において、特定行為に関する臨床判断を行うために必要となる能力（知識・技術・態度）を養う。
- 2) 高度急性期・総合医療の現場において、患者の安全に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施できる基礎的能力を養う。
- 3) 高度急性期・総合医療の現場において、多職種の専門性を尊重し、効果的に協働できる能力を養う。

3. 受講資格

次の 1) から 6) のいずれの要件も満たしていること

- 1) 看護師免許を有し、看護師の資格取得後通算 5 年以上の実務経験を有すること。
- 2) 区分別科目の実習を、原則、所属施設で行うことができること。
- 3) 所属施設長又は、所属長の推薦を有すること。
- 4) 所属施設において、特定行為の役割が期待されている者であること。
- 5) 研修修了に必要な出席日数および学習時間を確保できる者であること。
- 6) 看護師賠償責任保険等の賠償責任保険に加入していること。

4. 修了要件

本研修を修了するためには、次の要件を満たすこと。また、特定行為研修管理委員会(以下、研修管理委員会)において修了が認定された場合、科目別履修証明書及び区分別修了認定書を交付する。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験及び観察評価の合格基準を満たすこと。
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、一部の科目では実技試験に合格すること。

※本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2 第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分の修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

5. 履修免除について

当センター又は他機関が実施した特定行為研修において、共通科目の履修を修了している者は、履修免除を申請することができる。

免除を受けようとする者は、出願時に履修免除申請書に共通科目の講義修了証等を添えて申請する。
(募集要項P.6 出願手続きについて／3. 出願書類 参照)

6. 定員

定員数（最大受け入れ人数） 15名

特定行為区分	特定行為	定員数
【1】呼吸器（気道確保に係るもの）関連	1 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	3名
【2】呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	2 侵襲的陽圧換気の設定の変更 3 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 4 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 5 人工呼吸器からの離脱	3名
【7】腹腔ドレーン管理関連	14 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	3名
【10】栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	18 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	3名
【12】創部ドレーン管理関連	21 創部ドレーンの抜去	3名
【13】動脈血液ガス分析関連	22 直接動脈穿刺法による採血 23 橈骨動脈ラインの確保	3名
【15】栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	25 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 26 脱水症状に対する輸液による補正	3名
【16】感染に係る薬剤投与関連	27 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	3名

* 8区分より最大5区分を選択し、履修することができる。

7. 募集時期と研修期間

1) 募集時期 年 1 回

受講の可否は、7月29日（月）までに、連絡先届出書に記載のメールアドレス宛に通知する。

2) 研修期間： 令和 6年 9月30日～令和 7年 9月30日 12ヶ月

（1）前期（9月～3月）

共通科目の履修を開始する。就労しながらe-ラーニングの受講を進め、週に2日程度の学習時間を設ける（就労しながらの場合、1週間15時間目安）。

（2）後期（4月～9月）

臨床研修期間とし研修に専念する。区分別科目のe-ラーニングの受講を進める。

OSCE評価のある科目に関しては、区分別科目実習前にOSCE評価に合格する必要がある。

（3）通年

共通科目において研修時間の確保及び、研修部とのフォローアップミーティング（月1回）が必要のため、所属先と調整が必要である。

※後期の区分別科目実習期間は、症例確保の状況により変更する可能性がある。

※研修期間は、前期・後期続けた通年の研修受講が望ましいが、やむを得ない理由等が生じ、特定行為研修管理委員会の承認を得た場合には、休学が可能である。

※在籍期間は、最長3年とする。

8. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行われる。

1) 共通科目（必修科目）

特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：6か月） (h)

科目		時間数				
		講義	演習	実習	評価* ¹	合計
臨床病態生理学		27	2	—	1	30
臨床推論		35	8	1	1	45
フィジカルアセスメント		39	3	2	1	45
臨床薬理学		35	9	—	1	45
疾病・臨床病態概論	主要疾患の 臨床診断・治療	27	2	—	1	30
	状況に応じた 臨床診断・治療	7	2	—	1	10
医療安全学/特定行為実践		22	13	9	1	45
合計		192	39	12	7	250

評価*¹ …科目修了試験

* 共通科目はe-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。演習はe-ラーニング教材を活用し、ロールプレイによるグループワークを実施し、指導者の評価により合格基準を満たす。

* 実習はe-ラーニング教材を活用し、ロールプレイ・デブリーフィングによる実習を実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。

* その後、科目修了試験に合格する。

2) 区分別科目（選択科目）

各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：6か月）

8 区分 13 行為より最大 5 区分を選択し、履修することができる。

特定行為区分		時間数				
		講義	演習	実習	評価* ¹	合計
【1】呼吸器（気道確保に係るもの）関連						
	1 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの 位置の調整	9h	—	5症例	1h +OSCE	10h 5 症例
【2】呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連						
	2 侵襲的陽圧換気の設定の変更	21h	2h	5症例	1h	30h 各5症例 (20症例)
	3 非侵襲的陽圧換気の設定の変更		2h	5症例		

	4 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		2h	5症例		
	5 人工呼吸器からの離脱		2h	5症例		
【7】腹腔ドレーン管理関連						
	14 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	8h	－	5症例	1h	9h 5症例
【10】栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連						
	18 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8h	－	5症例	1h +OSCE	9h 5症例
【12】創部ドレーン管理関連						
	21 創部ドレーンの抜去	5h	－	5症例	1h	6h 5症例
【13】動脈血液ガス分析関連						
	22 直接動脈穿刺法による採血	13h	－	5症例	1h +OSCE	14h 各5症例 (10症例)
	23 橈骨動脈ラインの確保		－	5症例		
【15】栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連						
	25 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	14h	1h	5症例	1h	17h 各5症例 (10症例)
	26 脱水症状に対する輸液による補正		1h	5症例		
【16】感染に係る薬剤投与関連						
	27 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	25h	4h	5症例	1h	30h 5症例

評価*1 …科目修了試験

- * 区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。
- * 演習はペーパーシミュレーションによる演習及び模擬講義を実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。
- * 区分別科目実習は関連する講義・演習を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。
OSCE評価のある科目に関しては、区分別科目実習前にOSCE評価に合格する必要がある。
- * 区分別科目実習の後、科目修了試験に合格する。
- * 区分別科目実習は原則、所属施設（協力施設）で行う。その場合、協力施設の申請が必要となる。
- * 所属施設で区分別科目実習を行うメリットには、「研修修了後と同じ環境で実践できること」、「実習中から実習後まで継続した指導医のサポートを受けられること」などがある。
- * 原則、**所属施設での実施をご検討いただいた上で、どうしても所属施設で症例数を確保できない場合は、ご相談ください。**

<区分別科目実習において必要な症例数が不足した場合の対応>

区分別科目実習期間内に必要な症例数の確保ができなかった場合は、実習期間を延長することを検討する。

出願手続きについて

1. 募集期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）～ 7 月 16 日（火）正午 必着

2. 募集要項及び出願書類（様式）取得方法

国立看護大学校ホームページ（https://www.ncn.ac.jp/training/top/01_info.html）から取得する。

3. 出願書類

	様式No.	書 類 名	備 考
1	様式1	受講申請書	
2	様式2	履歴書	
3	様式3	志願理由書	
4	様式4	推薦書	※上司又は施設長等によるもので、人物評価及び臨床経験、研修修了後に施設で期待する役割、組織としての展望等に関する事項を含む。
5	様式5	受講申請許可書	
6	様式6	連絡先届出書	
7	－	看護師免許（写）	
8	－	看護師賠償責任保険加入証（写）	※日本看護協会看護師賠償責任保険など職場で加入されているもの。
9	様式7	共通科目履修免除申請書	※共通科目の履修免除を申請する場合のみ提出すること。
10	－	特定行為研修修了証（写）	
11	－	特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する証明（写）	
12	－	受講済み共通科目のシラバス（写）	

※様式1～7については、所定の様式を用いた提出とする。

4. 共通科目 履修免除申請について

当センター又は他の特定行為研修指定研修機関及びS-QUE研究会・学研・エルゼビアなどの特定行為研修に関するe-ラーニングで履修した学習内容が、本研修の学習内容に相当するものと認められる場合、履修を免除する。

＜対象科目＞

履修免除を認定する科目は、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）の定める共通科目とする。 ※この場合の共通科目の受講料は70,000円（編入料）とする。

5. 出願書類提出方法

ファイル名は、例)「様式1. 氏 名_」とし、パスワードを設定後、メール添付にて下記まで送付すること。

【送付先・問合せ窓口】 国立看護大学校 研修部 特定行為研修室 宛

E-mail : tokuteikoui@adm.ncn.ac.jp

電話番号 : 042-495-2211 (代表) 内線5409, 6018

(平日9時～17時)

※送付後5日を過ぎても、拝受メールが届かない場合はメール又は電話にてお問合せください。

6. 選考方法

書類選考により行う。

7. 選考結果発表

選考結果は、令和6年7月29日(月)までに、連絡先届出書に記載のメールアドレス宛に通知する。

8. 受講手続き及び納付金について

- ・選考結果送付の際、受講手続きの詳細を通知する。
- ・研修費用についての通知に基づき、振込期限までに所定の振込先金融機関に納付(振込手数料などは受講者負担)する。
- ・書類の提出期限までに、「誓約書」をメール添付にて返送(原本は開講式の際に提出)する。
- ・手続き(納付及び「誓約書」の提出)が完了次第、「開講式」の案内をメールにて通知する。

※受講手続き期間：令和6年7月29日(月)～8月22日(木)

＜納付金＞

(円)

費 目			行為数	前期	後期
① 入講料				20,000	
②	共通科目受講料			(450,000)	
				225,000	225,000
	編入料 (共通科目履修免除の場合)			35,000	35,000
③ 区分別科目 受講料 (1行為 20,000円)	【1】	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	1		20,000
	【2】	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	4		80,000
	【7】	腹腔ドレーン管理関連	1		20,000
	【10】	栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	1		20,000
	【12】	創部ドレーン管理関連	1		20,000
	【13】	動脈血液ガス分析関連	2		40,000
	【15】	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	2		40,000
	【16】	感染に係る薬剤投与関連	1		20,000

* 納付金は、前期・後期に分けて納付する。納めた納付金は原則として返還しない。

* 研修のための宿泊及び交通費等は各自にて実費負担とする。

* 当センター病院職員は、共通科目受講料のみとする。

9. 受講決定後の日程（目安）

令和 6年 9月 30日	開講式・履修オリエンテーション
令和 6年 9月 30日	共通科目受講開始
令和 7年 2月 17日～ 21日	演習・実習クール①
令和 7年 3月 3日～ 7日	演習・実習クール②
令和 7年 3月 17日～ 20日	共通科目試験クール・予備日
令和 7年 3月 下旬	共通科目修了判定
令和 7年 4月 1日	区分別科目受講開始
令和 7年 5月 上旬	OSCE評価（該当者のみ）
令和 7年 5月 中旬	区分別実習開始
令和 7年 9月 中旬	区分別科目 科目修了試験
令和 7年 9月 下旬	区分別科目修了判定・修了式

10. 個人情報の取り扱いについて

国立看護大学校では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じている。

出願および受講手続きにあたって提供された個人情報は選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等の必要な業務において使用する。

本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはない。

11. アクセス

《国立看護大学校》



- 西武池袋線「清瀬駅」南口から徒歩15分
- 西武池袋線「清瀬駅」南口②番乗り場から、西武バスにて5分、「複十字病院」下車 徒歩 1 分
「清瀬駅」からの西武バスは、「久米川駅行」、「下里団地行」、「花小金井駅行」または「所沢駅東口行」がご利用できます。
- 西武新宿線「久米川駅」北口から西武バス 清瀬駅南口行きにて約20分、「複十字病院」下車徒歩 1 分
- JR武蔵野線「新秋津駅」からタクシーで約15分

《国立国際医療研究センター病院》



＜地下鉄を利用の方＞

- 都営地下鉄 大江戸線 若松河田駅（河田口）から徒歩5分
- 東京メトロ 東西線 早稲田駅（2番出口）から徒歩15分

＜都営バスをご利用の方＞

- 新宿駅から（宿74系統）医療センター経由女子医大行き「国立国際医療研究センター前」下車徒歩1分
- 大久保・新大久保から（橋63系統）新橋行き「国立国際医療研究センター前」下車 徒歩1分
- 市ヶ谷・新橋から（橋63系統）小滝橋車庫行き「国立国際医療研究センター前」下車 徒歩1分
- 都営飯田橋駅前（C1またはC3）から（飯62系統）牛込柳町駅経由小滝橋車庫行き「国立国際医療研究センター前」下車 徒歩1分